

協賛会員規程

制定 2004年10月4日

(目的)

第1条 この規程は、寄付行為第5条4項及び総務本部規程第2条に基き、協賛会員の運用について必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 財団法人神奈川県スキー連盟(以下SAKという)が「かながわのスノースポーツの普及・振興」をスローガンにウィンタースポーツに携わり、この趣旨に賛同して協賛会員になっていただける企業との契約に関することについて定める。

(事業の種別)

第3条 SAKはスノースポーツの振興のために以下の事業の普及・発展に取り組む

- 1 社会貢献 障害をもつ方の為のスキー教室、大会サポートを積極的に行なう
- 2 普及振興 一般の方々にスノースポーツの楽しさを体験していただく
- 3 大会競技 国体への参加、県総体をはじめとする各種大会の開催と運営
- 4 選手育成 将来を担うジュニア選手の育成に力を入れます
- 5 指導者育成 ... スキーやスノーボード指導員の育成、指導員の研修会を実施

(協賛契約)

第4条 SAKと〇〇株式会社は、協賛会員契約を締結し、SAKへ援助することとし、金額は別に定める。

- 2 本契約の中途解約の場合、協賛金は返還しないものとする。

(契約期間)

第5条 協賛会員の契約期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1ヶ年とする。但し、期間終了の1ヶ月前までにいずれからの変更・解除の意思表示がないときは同一内容で本契約は自動的に継続する。

第6条 協賛金は、年間で取り決めた額とし、原則としてその年度の11月30日までにSAKの指定口座へ振り込むものとする。

(協賛会員の区分)

第7条 協賛会員の区分は次のとおりに分ける

- 1 一般協賛
- 2 特別協賛

第8条 前条の区分による内容は次に掲げるとおりとする

1 一般協賛の内容

(1) 評議員会資料及びSAKツールへの広告掲載

(2) Webへのリンク、専用ページの作成

SAKホームページの協賛会員コーナーにて、協賛会社連絡先の案内とホームページへのリンクを張ることができる

(3) 行事、イベントにおけるプレゼンテーション、物品販売の機会提供

行事・イベントでのプレゼンや物品販売の機会提供やPR活動を行なうことができる

2 特別協賛の内容(一般協賛していただいた会員に限ります)

(1) 公式ユニホームへのロゴ入れや小物関係

(2) 冠大会の協賛名設定、使用ビブ(ゼッケン)へのロゴ入れ、フラッグへのロゴ入れ

(3) Web掲載とリンク、トップページのバナー

(4) 社会貢献事業(ジュニアキャンプ、H/C行事)のサポート

(協賛会員の義務と権利)

第9条 協賛会員の義務として、次のことをおこなうものとする

1 協賛金は、SAKの事業運営として共用されるものとする。協賛会員はSAKに対し、資金の共用内容について資料の提出を求めることができる。

2 協賛契約において、2社以上の協賛ある場合は継続する協賛会員を優先することを原則とする。但し、詳細は別表に定める。

第10条 協賛したメリットとして次の権利を有するものとする

1 協賛会員は、SAKに対し別表に定める内容について、協賛広告の掲載と商標マークを取付させることを求めることができる。

2 協賛会員の商品販売や宣伝に、さらに対価を払うことなくSAKの名前を使用できる。

3 協賛会員の催事へのSAKの後援・協賛を求めることができる。

(協賛金額)

第11条 協賛金額は、別表に定めるが両者協議の上、決定することができる。

(協議)

第12条 この規程に定めのない事項については、その都度協議の上定めるものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決による。